

# 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた入間川小学校開放施設再開ガイドライン

令和2年 7月20日 教育長決裁

令和2年10月15日 教育長決裁

## 1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための予防策を講じたうえで、学校開放事業の再開に向けた基本的な考え方や留意事項を定めるものである。

学校開放施設利用団体の代表者（責任者）は、本ガイドラインの内容について、団体構成員等に周知することとする。本ガイドラインに示す事項が遵守されていない場合は、学校施設の安全を守る観点から、当該団体の利用を中止とする。

なお、本ガイドラインは、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況及び学校の活動状況等を踏まえ、制限内容等を再考したうえで段階的緩和に向けて適宜改訂を行うものとする。

## 2. 学校開放事業の再開にあたって

学校施設の利用にあたっては、児童のための学校教育活動を最優先としたうえで、学校教育に支障のない範囲で行うことを前提に、学校施設の一部（講堂及び特別教室）を利用した活動を行うため、下記「4. 学校開放施設利用にあたっての基本的な留意事項」等を遵守すること。

## 3. 制限事項

(1) 利用可能施設 (令和2年11月1日以降、第2段階とする)

第1段階 講堂のみ

第2段階 講堂及び校舎内の一部の開放施設 ※授業で使用しない施設のみ  
(講堂、コミュニティルーム、エントランスホール、多目的ホール)

第3段階 通常通りすべての開放施設

(2) 利用できない活動等

第2段階 飛沫感染のリスクを伴う活動

【例】合唱（コーラス）、管楽器、吹奏楽など

## 4. 学校開放施設利用にあたっての基本的な留意事項

活動に参加する者だけでなく、指導者、付き添い者（保護者）等を含め、学校施設へ入る者（以下「利用者」という。）は以下の留意事項を遵守すること。

## (1) 基本的な感染予防策の実施

施設利用前に利用者への検温や体調確認を実施すること。また、活動前に「新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト」の作成を行うこと。

### ① 次の者は利用の制限の対象とする

- ・ 検温の結果、37.5度以上または平熱比1度を超える者
- ・ 息苦しさ、強いだるさ、軽度でも咳・咽頭通などの風邪症状、味覚・嗅覚異常等の体調不良状態にある者
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある者並びに当該者と濃厚接触がある者
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる者
- ・ マスクをしていない者

※マスク着用が困難な場合は、人との間隔を十分にとるとともに、マスクを着用しての運動時は、呼吸困難や熱中症などに注意すること。

### ② 手洗い及び手指消毒・換気の実施

活動の前後及び活動中にこまめな手洗いや、アルコール等による手指消毒を行う。また、30分に5分以上を目安とした換気（可能であれば常時）を行う。

### ③ 適度な利用人数及び利用時間・距離の確保

利用人数の上限は別表に定める通りとし、利用時間については短時間に抑えるよう配慮する。また、介助者や誘導者の必要な場合を除き、周囲の人となるべく（2メートルを目安）距離をあける。

### ④ 活動時における大声での会話や指導等の禁止

活動中は大きな声での会話や応援、指導等は禁止とする。また、ミーティングや休憩時等に3つの密（密閉・密集・密接）にならないよう注意する。

### ⑤ 物品の共有使用の禁止

活動に必要な用具は原則各団体で持ち込むこととする。また、個人所有の物品の貸し借りは禁止し、やむをえず共有する場合は、活動前後に拭き取り消毒を行うこと。

## (2) 利用前後における清掃及び消毒の実施

※消毒液（手指用、清掃用）や消毒を行う際のペーパータオルや布巾、ゴミ袋等の消毒作業に必要な物品については、各団体で用意すること。

通常清掃に加え、別紙「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた清掃・消毒マニュアル」を参考に、利用者の手がよく触れる場所（扉の取っ手、トイレのドアノブ、水道の蛇口、照明スイッチなど）の消毒を行うこと。

また、講堂のバレーボールの支柱や、特別教室の机・椅子など、やむをえず学校の備品を使用した場合は、当該箇所を消毒すること。

消毒液については、消毒用エタノールを用いた消毒を推奨するが、その他の消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや一部の有効性が認められた界面活性剤等）を用いた消毒にあたっては、使用する製品や使用方法について差異があるため、取扱説明をよく確認したうえで、適切に行うこと。

なお、清掃及び消毒は利用時間内に完了させ、消毒に使用した布巾やペーパータオル等は、ビニール袋に入れて密封し、各自持ち帰り、処分すること。

### （3）利用者の管理・把握

各団体の代表者（責任者）は、利用毎に別紙「新型コロナウイルス感染症予防対策チェックリスト」の確認及び利用者名簿（氏名・住所・緊急連絡先・当日の体温を記入したもの）を作成し、「いつ、誰が利用したか」を確実に把握できるよう努め、都度、管理人へ提出すること。

また、万が一、利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、速やかに社会教育課へ連絡するとともに、保健所の指示に従うこと。

※「新型コロナウイルス感染症予防対策チェックリスト」は、狭山市公式ホームページからダウンロード可能

## 5. 活動種別の留意事項

利用団体ごとに活動内容に応じた十分な感染防止対策を講じるとともに、管理人は十分な感染防止対策が講じられているか、活動状況を適宜確認することとする。

### （1）運動・スポーツを行う際の留意点

基本的な事項については、スポーツ庁の定める「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に従うこと。

### （2）その他の利用について

上記以外の利用については、本ガイドラインを遵守して利用すること。

## 6. イベントの実施について

入間川小学校を会場としたイベントを実施する場合は、「狭山市が主催または共催するイベント等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の基本的なガイドライン」を参考に、十分な感染防止対策を講じた上での開催とすること。

なお、イベントの実施にあたっては事前申請を行うこととしており、学校長及び教育委員会が基準を満たさないと判断した場合には、イベントの実施を許可しないこととする。

## 7. その他

- (1) この基準に定めのない事項等については、状況に応じて臨機応変に対応する。
- (2) 本ガイドラインは、令和2年10月15日から適用する。

別表（利用人数の上限）

施設名	面積	定員	上限人数	備考
家庭科室	100㎡	40名	20名	
図画工作室	95㎡	40名	20名	
コミュニティルーム	78㎡	33名	16名	
エントランスホール	91㎡	—	20名	
多目的ホール	131㎡	—	30名	
音楽室Ⅰ・Ⅱ	96㎡	40名	20名	
講堂	—	—	—	感染予防に必要な人との距離を確保することができる人数まで